

飯塚人権擁護委員協議会会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、飯塚人権擁護委員協議会と称する。

第2条 本会は、事務所を福岡法務局飯塚支局内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、人権擁護事業に関する能率的運営と組織的活動の促進を図り、もって真に平和と自由を愛する民主的地域社会の確立に努めることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝に関する事項
- (2) 民間に於ける人権擁護活動の助長に関する事項
- (3) 人権擁護委員の職務に関し、必要な資料及び情報の収集
- (4) 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表
- (5) 人権擁護上必要がある場合に関係機関に対し意見を述べること
- (6) 人権擁護委員相互の連絡及び総合計画の樹立に関する事項
- (7) その他目的達成に必要な事項

第3章 組 織

第5条 本会は、福岡法務局飯塚支局管内の人権擁護委員をもって組織する。

第4章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 人
副会長	2 人以内
常務委員	13 人以内
事務局長	1 人
監 事	2 人

第7条 常務委員は、各地区に属する人権擁護委員の互選とする。

2 常務委員は、原則として飯塚市から7人以内、嘉麻市から4人以内、桂川町から1人とする。ただし、会長を選出した市町からは、新たに1人常務委員を選出することができる。

3 会長及び副会長は、常務委員会において選出する。

4 事務局長は、本会に所属する人権擁護委員の中から選出し、常務委員会の意見を聞いて会長が指名する。

なお、事務局長は常務委員を兼任することができるものとする。

5 監事は、常務委員会において選任する。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

3 副会長が会長の職務を行う順位は、会長の指名又は常務委員会で定める。

4 常務委員及び事務局長は、常務委員会を組織し、会務の執行にあたる。

5 監事は、本会の会計を監査する。

第9条 本会の役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに当該役員が選任されるまでの間、その職務を行う。

第10条 本会に顧問を若干名を置くことができる。

2 顧問は、常務委員会の推薦により会長が総会に諮ってこれを委嘱する。

3 顧問は、重要な事項につき会長の諮問に応じる。

第5章 会 議

第11条 本会の会議は、総会及び常務委員会とする。

第12条 本会の会議は会長が招集し、会議の際は会長が議長となる。ただし、会議の時期及び方法については、福岡法務局飯塚支局と協議しなければならない。

第13条 総会は、毎年1回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

第14条 常務委員会は、必要に応じて開催する。

第15条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければこれを開催することができない。

第16条 会議の議決は、出席者の過半数による。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条 会議に出席することができない者は、あらかじめ通知された事項につき、その会議の出席者に議決を委任し、又は書面をもって議決に加わることができる。

第18条 会長は、特別の事情があるときは、文書をもって常務委員の意見を求め、その会議に代えることができる。

第19条 常務委員会は下記の事項を処理する。

(1) 本会の任務を遂行するために必要な事項の企画立案及び実施に関する事項

(2) 総会に附議すべき事項

(3) 総会から附託された事項

(4) その他会長において必要と認めた事項

第20条 総会には下記の事項を附議する。

- (1) 会則の変更に関する事項
- (2) 収支の予算及び決算に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 財産の処分に関する事項
- (5) その他本会の運営についての重要な事項

第21条 福岡法務局飯塚支局長及びその指定する職員は、本会の会議に出席して意見を述べることができる。

第22条 本会が関係機関に対して述べる意見は、総会の意図に基づくものでなければならない。

第23条 本会の会議の議事は、これを記録しなければならない。

第6章 部 会

第24条 本会に同和問題専門部会、高齢者問題専門部会、男女共同参画社会推進部会、子どもの人権専門部会を設ける。

2 委員は、各地区委員の互選により同和問題専門部会、高齢者問題専門部会、男女共同参画社会推進部会及び子どもの人権専門部会のいずれかの部会に所属するものとする。

3 各部会の部会長または部会長の指定する者は、常務委員会において意見を述べることができる。

第7章 会 計

第25条 本会の会計は福岡法務局飯塚支局管内の市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

3 本会の予算及び決算は、毎年総会にこれを報告して承認を得なければならない。

第8章 事 務 局

第26条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局の規定は、別にこれを定める。

第9章 会則の変更

第27条 本会の会則を変更しようとするときは、総会における出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

- この会則は、昭和28年 5月20日から施行する。
- この会則は、昭和62年 6月19日から施行する。
- この会則は、昭和63年 5月13日から施行する。
- この会則は、平成 元年 5月30日から施行する。
- この会則は、平成 4年 5月20日から施行する。
- この会則は、平成 4年11月12日から施行する。
- この会則は、平成 9年 5月23日から施行する。
- この会則は、平成11年 5月21日から施行する。
- この会則は、平成13年 5月18日から施行する。
- この会則は、平成15年 5月23日から施行する。
- この会則は、平成16年 5月21日から施行する。
- この会則は、平成19年 5月11日から施行する。
- この会則は、平成21年 5月15日から施行する。

平成26年度決算書

収入の部

単位：円

項 目	26年度予算額	決 算 額	増 減	摘 要	
前年度繰越金	140,193	140,193	0		
助成金	飯塚市	830,000	830,000	0	
	嘉麻市	266,000	266,000	0	
	桂川町	89,000	89,000	0	
雑 取 入	1,000	72	△ 928	預金利息	
合 計	1,326,193	1,325,265	△ 928		

支出の部

項 目	26年度予算額	決 算 額	増 減	摘 要	
啓発活動費	活 動 費	600,000	599,069	931	人権の花運動・人権作文コンテスト 委員の日特設・人権週間における啓発 活動・その他啓発活動
	部 会 費	120,000	114,127	5,873	同和・男女・高齢者・子ども各部会
	諸 謝 金	40,000	29,205	10,795	講演会等
	小 計	760,000	742,401	17,599	
会議費	総 会 費	70,000	55,830	14,170	総会準備委員会等
	会 議 費	170,000	140,482	29,518	常務委員会・各種会議運営費等
	小 計	240,000	196,312	43,688	
研修費	研 修 費	90,000	24,003	65,997	合同・地区別研修・委員研修
	図書資料費	20,000	6,960	13,040	図書等資料購入
	委員だより費	24,000	22,140	1,860	
	人権のひろば費	6,000	5,980	20	
	小 計	140,000	59,083	80,917	
事務費	通 信 費	50,000	49,780	220	切手・ハガキ購入等
	事務用品費	80,000	78,075	1,925	事務用品・パソコンインク等
	小 計	130,000	127,855	2,145	
負 担 金	50,000	48,096	1,904	県連負担金	
予 備 費	6,193	0	6,193		
合 計	1,326,193	1,173,747	152,446		

収入額 支出額 差引残高

1,325,265円 - 1,173,747円 = 151,518円

平成27年4月8日

監査の結果、上記のとおり間違いを確認しました

監事

監事

福岡県隣保館連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、福岡県隣保館連絡協議会と称する。

(目 的)

第2条 この会は、同和問題をはじめとする様々な人権課題の速やかな解決を期するため、県内の隣保館相互の有機的連携を強化し、もって隣保事業の充実発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 隣保事業に関する連絡調整
- 二 隣保事業に関する調査研究
- 三 隣保事業担当職員の研修
- 四 そのほか目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 この会は、原則として福岡県内の隣保館をもって組織し、全国隣保館連絡協議会に加盟する。

(役 員)

第5条 この会に、次の役員をおく。

- 一 会 長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 事務局長 1名
- 四 理 事 若干名
- 五 監 査 2名

2 会長、副会長及び事務局長は、理事の推薦により選出し、総会において承認を得る。

3 理事及び監査は、総会において選任する。

4 理事及び監査は兼ねることができない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。

3 事務局長は、会の経理及び会務の執行を司る。

4 理事は、会務の執行を決定する。

5 監査は、会計及び会務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とする。ただし、補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(部 会)

第8条 この会には、第2条の目的を達成するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、役員会の議決を経て、設置するものとする。

(顧 問)

第9条 この会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、特定事項について会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第10条 この会を処理するために事務局をおく。

2 事務局は会長の指定するところに置く。

3 事務局職員は、会長が任命する。

(会議)

第11条 この会の会議は、総会及び役員会並びに三役会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、第4条に規定する団体の代表者をもって構成し、この会則に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

一 事業計画及び予算の決定に関する事項

二 事業報告及び決算の承認に関する事項

三 その他総会で承認すべき事項

3 役員会は、三役及び理事をもって構成し、この会則に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

一 総会の議決した事項の執行に関する事項

二 総会に付議すべき事項

三 そのほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 三役会は、会長、副会長、事務局長をもって構成し、会の執行すべき事項を企画・立案する。

(会議の開催)

第12条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき開催する。

3 役員会と三役会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(議決等)

第13条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席により成立し、議事は、この会則に規定するもののほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第14条 この会の経費は、分担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(分担金)

第15条 第4条に規定する隣保館は、毎年度総会の決定するところにより、分担金を納入しなければならない。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第17条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ変更することができない。

(委任)

第18条 この会則の施行について必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、昭和46年6月25日から施行する。

一部改正

昭和47年8月30日

平成 3年4月23日

昭和48年5月18日

平成12年6月 1日

昭和50年5月15日

平成15年5月 9日

昭和52年5月13日

平成20年5月 9日

昭和54年5月11日

平成22年4月23日

平成 元年4月25日

平成26年4月28日

2014年度福岡県隣保館連絡協議会一般会計及び特別会計収支決算
(2014. 4. 1~2015. 3. 31)

2014年度福岡県隣保館連絡協議会の一般会計及び特別会計の予算は、次に定めるところによる。

1 一般会計

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	未収入額	説明
1 市町村分担金	5,130,000	0	5,130,000	5,130,000	0	館長のみ6館×5万、指導職員配置69館×7万
2 県補助金	1,910,000	0	1,910,000	1,910,000	0	福岡県補助金
3 雑収入(利息等)	200	26	226	226	0	利息
4 前期繰越金	434,608	0	434,608	434,608	0	前年度繰越金
5 運営基金繰入	0	500,000	500,000	500,000	0	運営基金より
収入合計	7,474,808	500,026	7,974,834	7,974,834	0	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	予算残額	説明
I 負担金	3,420,000	56,000	3,476,000	3,475,000	1,000	
II 旅費	1,150,000	500,000	1,650,000	1,382,200	267,800	
III 報償費	180,000	△ 56,000	124,000	86,000	38,000	研修会講師謝金
IV 需用費	60,000	0	60,000	58,928	1,072	名入り封筒、プリンターインク等購入費
V 役務費	61,000	0	61,000	55,911	5,089	通信運搬費
VI 使用料及び賃借料	50,000	0	50,000	41,820	8,180	事務所管理費及び研修会場代
VII 事務局費	2,025,000	0	2,025,000	1,999,161	25,839	事務局賃金、保険料、手当
VIII 繰出金	10,000	0	10,000	10,000	0	
IX 予備費	518,808	26	518,834	0	518,834	
支出合計	7,474,808	500,026	7,974,834	7,109,020	865,814	

収入合計 7,974,834円 一支出合計 7,109,020円 = 865,814円 翌年度へ繰越

2 運営調整基金特別会計

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	未収入額	説明
1 前期繰越金	1,626,632	0	1,626,632	1,626,632	0	前年度繰越金
2 積立金	10,000	0	10,000	10,000	0	一般会計より
3 雑収入(利息等)	300	△ 84	216	216	0	預金利息
収入合計	1,636,932	△ 84	1,636,848	1,636,848	0	

(支出の部)

科 目	予算額	補正額	予算現額	決算額	予算残額	説明
1 繰出金	1,000	499,000	500,000	500,000	0	一般会計へ
2 積立金	1,635,932	△ 499,084	1,136,848	0	1,136,848	翌年度へ繰越
支出合計	1,636,932	△ 84	1,636,848	500,000	1,136,848	

収入合計 1,636,848円 一支出合計 500,000円 = 1,136,848円 翌年度へ繰越

嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会会則

改正 1983年7月11日

改正 1987年7月3日

改正 2006年8月31日

改正 2011年9月26日

(名称及び設置)

第1条 この会は、嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会（略称「嘉飯桂隣保館連絡協議会」）と称し事務局を会長出身の隣保館内に置く。

(目的)

第2条 この会は、同和対策審議会答申の精神に基づき、人権・同和問題のすみやかな解決を期するため、嘉麻市・飯塚市・桂川町の隣保館相互の有機的連携を強化し、もって隣保館事業の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 隣保館事業に関する連絡調整
- (2) 隣保館事業に関する調査研究
- (3) 隣保館職員の研修
- (4) その他の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 この会は、嘉麻市・飯塚市・桂川町の隣保館をもって組織する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 監査 2名

2 会長・副会長及び監査は、会の中から互選により選任する。

3 書記は会長が任命する。

(役員の仕事)

第6条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監査はこの会の会計及び会務を監査する。

4 書記は会議の記録を行い、本会の会計及び事務を取り扱うものとする。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(会議)

第8条 この会議は、会長が招集し会長がその議長となる。

(会費)

第9条 この会の経費は、会費をもって支弁するものとする。

2 前項の会費は、1館あたり年額1万円とする。

(会則の変更)

第10条 この会則は、6館の過半数の同意がなければ変更することができない。

付 則

この会則は、1979年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、1983年7月11日から施行する。

付 則

この会則は、1987年7月3日から施行する。

付 則

この会則は、2006年8月31日から施行する。

付 則

この会則は、2011年4月1日から施行する。

2014年度嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会決算書

歳 入

(単位:円)

項 目	予 算 額	予算流用	予算現額	決 算 額	収入未済額	備 考
繰越金	89,904	0	89,904	89,904	0	前年度繰越金
分担金	60,000	0	60,000	60,000	0	各館負担金 (10,000円×6館)
補助金	48,000	0	48,000	48,000	0	県隣協補助金 (8,000円×6館)
雑収入	1,000	0	1,000	2,010	△ 1,010	預金利息 10円 研修費返還金 2,000円
歳入合計	198,904	0	198,904	199,914	△ 1,010	

歳 出

(単位:円)

項 目	予 算 額	予算流用	予算現額	決 算 額	不 用 額	備 考
会議費	5,000	0	5,000	0	5,000	
研修費	165,000	0	165,000	160,600	4,400	研修会参加費 150,400円 講師謝金 15,000円 戻入れ △4,800円
需用費	10,000	0	10,000	0	10,000	
役務費	5,000	0	5,000	0	5,000	
交際費	10,000	0	10,000	0	10,000	
予備費	3,904	0	1,163	0	1,163	
歳出合計	198,904	0	198,904	160,600	35,563	

歳入合計 199,914

歳出合計 160,600

差引残金 39,314 (2015年度へ繰越)

2015年 4 月 23 日における監査の結果、上記のとおり相違ありません。

2015年 4 月 23 日

(監 査)

(監 査)

2 人権同和対策関係補助金、負担金の状況

名 称	金 額	説 明
福岡県隣保館連絡協議会負担金	210,000 円	1 館当たり 70,000 円
嘉飯桂隣保館連絡協議会負担金	30,000 円	1 館当たり 10,000 円
人権擁護委員協議会補助金	830,000 円	市民 1 人当たり 6.3 円
部落解放同盟補助金	24,097,229 円	
全日本同和会補助金	2,569,123 円	
水道口径別納付金	145,800 円	川島集会所
合 計	27,882,152 円	